

優遇制度

神奈川県内に企業立地をされる際に利用可能な県や県内市町の融資制度、助成制度等の情報を提供します。

凡例

- 助成** …… 補助金・助成金等の交付があるもの
- 利子補給** …… 借入資金に対する利子補給があるもの
- 税制措置** …… 固定資産税など税の軽減措置があるもの
- 規制緩和** …… 緑地面積の要件緩和など規制緩和があるもの
- 融資** …… 低利・長期等の資金貸付があるもの
- その他** …… 上記以外の支援があるもの

① 神奈川県

助成

税制措置

融資

規制緩和

その他

セレクト神奈川100

1-1. 企業立地支援事業認定制度

企業が提出する事業計画を県が認定する制度。企業は各種の支援措置を受けることができる(対象：全県域)。

対象産業	・未病関連産業 ・ロボット関連産業 ・エネルギー関連産業 ・観光関連産業 ・先端素材関連産業 ・先端医療関連産業 ・IT/エレクトロニクス関連産業 ・輸送用機械器具関連産業
対象業種	・製造業 ・電気業(発電所に限る) ・情報通信業 ・卸売業(ファブレス企業に限る) ・小売業(デューティフリーショップに限る) ・学術研究、専門・技術サービス業 ・宿泊業(ホテルに限る) ・娯楽業(テーマパークに限る)
投資額	大企業：20億円以上 中小企業：5千万円以上 ※ホテルを除く
常用雇用	大企業：50人以上 中小企業：10人以上 ※ホテルを除く
ホテルの要件	①客室100室以上 ②平均客室面積20㎡以上 ③国際観光ホテル整備法に規定するホテルの施設基準を満たしているもの ④日本政府観光局認定外国人観光案内所の設置の要件を満たすこと ※③④については操業開始時の登録及び設置が必要
その他	小売業は、関税法第42条に基づく保税蔵置場の許可を受けること

1-2. 施策の内容

(1) 企業誘致促進補助金【県外・国外からの立地が対象】

- 土地・建物・設備への投資額(消費税を除く)に一定割合を乗じた金額を上限額の範囲内で補助
- 補助金額：投資額の5%、上限5億円

(2) 税制措置【県外・国外からの立地、県内再投資が対象】

- 不動産取得税の2分の1を軽減
- ※都市再生緊急整備地域では、地域決定型地方税制特例措置を活用した場合、不動産取得税をさらに10分の3、または10分の6軽減することにより、最大で5分の4軽減されます。

(3) 企業誘致促進融資(中小・中堅※企業限定)【県外・国外からの立地、県内再投資が対象】

- 県が金融機関に対して補助することで、金融機関からの融資を通常よりも低利で受けられる。
- また、長期・固定の融資条件を設定
- 融資額：最大10億円 ただし、事業費の80%以内、融資期間15年以内(2年以内の据置期間を含む)
- 利率：県外・国外から立地する場合 ⇒ 当初5年間0.9%以内、6年目以降1.2%以内
その他県内再投資 ⇒ 1.5%以内
- ※「中堅企業」とは、資本金10億円未満で知事が特に認めたものをいいます。

(4) 企業誘致促進賃料補助金【県外・国外からの立地が対象、外国企業※のみ県内再投資も対象】

- 補助期間：6か月(操業開始時点から)
- 補助金額：賃料(消費税、敷金、礼金は除く)月額3分の1、上限600万円
- ※「外国企業」とは、会社法(平成17年法律第86号)第2条第2号に規定する外国会社によって設立された日本法人又は日本支店であって、外国投資家が株式又は持分の3分の1超を所有している企業をいいます。

2. 特区制度を活用して事業展開を図る場合などのさらなる優遇制度

- A. 特区※制度を活用して事業展開を図る場合
- B. 薄膜太陽電池の研究開発又は製造を行う場合や水素発電所を設置する場合
- C. ホテルについて、上記の個別要件に加え、平均客室面積が40㎡以上で、リムジンバスの発着所を設置する場合
- ※「国家戦略特区」、「さがみロボット産業特区」、「京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区」

(1) 企業誘致促進補助金【県外・国外からの立地が対象】

- 土地・建物・設備への投資額(消費税を除く)に一定割合を乗じた金額を上限額の範囲内で補助
- 補助金額：投資額の10%、上限10億円

(2)税制措置【県外・国外からの立地、県内再投資が対象】

○不動産取得税の2分の1を軽減

※都市再生緊急整備地域では、地域決定型地方税制特例措置を活用した場合、不動産取得税をさらに10分の3、または10分の6軽減することにより、最大で5分の4軽減されます。

(3)企業誘致促進融資(中小・中堅企業限定)【県外・国外からの立地、県内再投資が対象】

○県が金融機関に対して補助することで、金融機関からの融資を通常よりも低利で受けられる。

また、長期・固定の融資条件を設定

○融資額：最大10億円 ただし、事業費の80%以内、融資期間15年以内(2年以内の据置期間を含む)

○利率：当初5年間0.9%以内、6年目以降1.2%以内

(4)企業誘致促進賃料補助金【県外・国外からの立地が対象、外国企業のみ県内再投資も対象】

○補助期間：6か月(操業開始時点から)

○補助金額：賃料(消費税、敷金、礼金は除く)月額2分の1、上限900万円

(上記Bの水素発電所及びCのホテルは除く。)

3. その他のサポート内容**・県版特区の推進**

立地しやすい環境を作っていくため、土地利用について県が権限を持つ各種規制を緩和するため、「県版特区」の取組をスタートさせました。

①環境アセスメント制度について、工場等を建設する際の面積要件の緩和や、手続き期間の短縮を実施
・面積要件の緩和・・・3ha以上⇒10ha以上に見直し(神奈川県環境影響評価条例施行規則別表第1の備考3に規定する「その他の地域(国立公園、国定公園及び県立自然公園等を除く区域)」に限る)

・手続き期間の短縮・・・2年10ヶ月⇒2年3ヶ月へ短縮(平均手続き期間)

②市街化調整区域の中の「工業系特定保留区域」において、一定の要件を満たす工場、研究所、本社機能を有する事業所が立地可能となる新たな仕組みを構築(開発許可基準の制定)

③市街化調整区域内の高速道路等のインターチェンジ周辺の幹線道路沿線に、本県の企業誘致施策である「セレクト神奈川100」や、市町村がまち・ひと・しごと創生法に基づき策定する「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」による産業施策に合致する工場を対象に立地を認める神奈川県開発審査会提案基準を策定

④新たな開発許可基準等により「工業系特定保留区域」に工場等が立地した場合、敷地の有効活用を図っていくよう、必要な緑地面積の割合を引き下げ

・県土地利用調整条例の審査指針の改正により、緑地率を現行40%~20%から一律20%へ引き下げ

・工場立地法の県準則条例廃止に伴う経過措置により、町村区域では緑地面積率を現行25%以上から20%以上へ引き下げ、併せて重複緑地の算入率を現行の25%から50%へ引き上げ

・(地独)神奈川県立産業技術総合研究所による支援

(地独)神奈川県立産業技術総合研究所の試験計測(依頼試験)の利用について減免措置が受けられます。

・神奈川R&Dネットワーク構想の推進

オープンイノベーション、展示会等によるマッチング、オープンラボの設置、社会的課題に対応する研究会の開催など、技術連携を促進しています。

・用地情報提供

神奈川県では県内の用地情報を幅広く提供するため、(公社)神奈川県宅建物取引業協会及び(公社)全日本不動産協会神奈川県本部との間で、用地情報提供に関する協定を締結しています。本協定により、用地情報の入手先の拡大を図り、提供できる情報量を増やしていきます。

4. 取組期間 3年間(平成28年4月1日~平成31年3月31日)**問合せ**

神奈川県産業労働局産業部企業誘致・国際ビジネス課企業誘致グループ(全般) (045)210-5573~4

神奈川県産業労働局中小企業部金融課資金貸付グループ(融資) (045)210-5681

神奈川県総務局財政部税制企画課税制グループ(税制) (045)210-2306

産業集積等の促進に係る不動産取得税の減免措置(市町村支援減免)**【対象不動産】**

市町村が固定資産税の軽減措置(3年度分以上にわたり課税を免除し、又は税率を2分の1以上軽減する措置)を講じている不動産で、知事が指定した地域(以下「指定地域」といいます。詳しくは県税事務所又は県税務指導課にお問い合わせください)内において取得されたもの(住宅並びに風営適正化法第2条第1項に規定する風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業などの用に供するものは除く。)

【対象者】

指定地域内において、適用期間中に対象不動産を取得した者

【減免額】

税額の2分の1に相当する額

【適用期間】

平成14年9月1日から平成29年8月31日までの間のうち、指定地域ごとに定める対象期間

問合せ

神奈川県総務局財政部税務指導課課税第二グループ (045)210-2324

神奈川県産業労働局産業部企業誘致・国際ビジネス課企業誘致グループ (045)210-5573~4

神奈川県企業立地支援事業の認定を受けた場合の水道利用加入金の減額制度

【内容】

新規の水道利用申し込みや給水装置の口径を大きくする場合、申請により水道利用加入金の額から50%の割合を減額します。

【要件】

神奈川県企業立地支援事業の認定を受けていること。

地下水の利用から県営水道の利用に転換した場合の水道料金の減額制度

【内容】

地下水から県営水道に転換した場合、県営水道の水道使用量の増加量が1,000m³以上の月について、増加した水道使用量に対する水道料金の40%を減額します。

【要件】

- ・減額申請をする所在地で、県営水道に転換する以前に地下水を1年以上利用していたこと
 - ・県営水道に転換した後、月当たり1,000m³以上の転換実績があること
 - ・県営水道に転換した日から、1年以内に減額の申請を行うこと
- ※このほかにも一定の要件を要する場合があります。

問合せ

神奈川県企業庁企業局水道部経営課 経営企画グループ (045)210-7219

工場立地法による緑地面積率等の緩和 (工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく準則を定める条例)

※平成29年4月1日廃止 平成34年3月31日まで経過措置有り

神奈川県では、県内の準則条例未制定の町村及び市の下記地域について工場立地法により一定規模以上の事業所に義務付けられている緑地面積率等の基準を緩和しています。

【対象地域】

工業専用地域、工業地域

【支援内容】

緑地面積率 15%以上
環境施設面積率 20%以上

問合せ

神奈川県産業労働局産業部企業誘致・国際ビジネス課企業誘致グループ (045)210-5573~4